

長野労働局発表（7-63）

令和7年12月26日（金）

担 当	職業安定部	職業対策課
	課長	山本 智之
	課長補佐	澤井 栄治
	障害者雇用担当官	久保田 雅
	電話 026(226)0866	内線 2364

令和7年 長野県内の民間企業における 「障害者雇用状況」の集計結果

（令和7年6月1日現在）

～雇用障害者数・実雇用率ともに過去最高～

長野労働局（局長 ^{みうら えいいちろう} 三浦 栄一郎）では、長野県内における令和7年6月1日現在の民間企業の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けるとともに、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求め、それを集計したものです。

1 概況【法定雇用率2.5%】

別添資料第1表「民間企業の雇用状況」参照

- ① 対象企業（40人以上規模）数は1,974社で、前年比2.9%（56社）増加
- ② 雇用障害者数は8,246.0人で、前年比2.7%（220.0人）増加し、**過去最高を更新**
- ③ 実雇用率は2.47%で、前年同率（※小数点第3位で比較した場合、前年より上昇し、**過去最高を更新**）
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は55.3%（1,091社）で、前年比0.6ポイント上昇

2 規模別雇用状況、産業別雇用状況

別添資料第2表「一般の民間企業の規模別雇用状況」、第3表「一般の民間企業における産業別雇用状況」のとおりです。

3 雇用障害者数・実雇用率の推移、法定雇用率達成企業・未達成企業の割合

別添「グラフで見る障害者の雇用状況」のとおりです。

4 実雇用率及び法定雇用率達成企業割合の全国順位

別添「都道府県別の実雇用率等の状況(令和7年 障害者雇用状況報告)」のとおりです。

5 法定雇用率と実雇用率等の推移

別添「民間企業における障害者実雇用率等の推移(各年6月1日現在)」のとおりです。

※ 法定雇用率の具体的な説明については、別添「法定雇用率とは」をご参照下さい。

第1表 民間企業の雇用状況

令和7年6月1日現在
()内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,974	333,437.0	8,246.0 [7,263]	2.47	2.41	55.3 【1,091】	46.0
	(1,918)	(325,561.0)	(8,026.0) [7,004]	(2.47)	(2.41)	(54.7) 【1,050】	(46.0)
前年比	2.9%	2.4%	2.7%	0.00	0.00	0.6	0.0

※[]内は実人員、【 】内は達成企業数

第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

令和7年6月1日現在
()内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対する 割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
40～100人 未満	1,153	69,995.5	1,636.5	19.8%	2.34	1.94	54.6	44.7	543.5
	(1,118)	(68,719.0)	(1,625.5)	(20.3%)	(2.37)	(1.96)	(54.6)	(44.3)	(537.5)
前年比	3.1%	1.9%	0.7%	-0.5	-0.03	-0.02	0.0	0.4	1.1%
100～300 人未満	617	98,546.5	2,482.0	30.1%	2.52	2.18	57.5	48.6	441.5
	(591)	(93,194.0)	(2,328.5)	(29.0%)	(2.50)	(2.19)	(56.0)	(49.1)	(450.0)
前年比	4.4%	5.7%	6.6%	1.1	0.02	-0.01	1.5	-0.5	-1.9%
300～500 人未満	105	39,486.0	964.5	11.7%	2.44	2.27	45.7	40.3	137.0
	(107)	(39,189.0)	(915.0)	(11.4%)	(2.33)	(2.29)	(45.8)	(41.1)	(148.0)
前年比	-1.9%	0.8%	5.4%	0.3	0.11	-0.02	-0.1	-0.8	-7.4%
500～1,000 人未満	74	50,735.5	1,237.5	15.0%	2.44	2.41	60.8	44.5	108.5
	(74)	(48,955.5)	(1,187.5)	(14.8%)	(2.43)	(2.48)	(60.8)	(44.3)	(118.0)
前年比	0.0%	3.6%	4.2%	0.2	0.01	-0.07	0.0	0.2	-8.1%
1,000人以上	25	74,673.5	1,925.5	23.4%	2.58	2.69	52.0	57.5	59.5
	(28)	(75,503.5)	(1,969.5)	(24.5%)	(2.61)	(2.64)	(53.6)	(54.7)	(54.0)
前年比	-10.7%	-1.1%	-2.2%	-1.1	-0.03	0.05	-1.6	2.8	10.2%
計	1,974	333,437.0	8,246.0	100.0%	2.47	2.41	55.3	46.0	1290.0
	(1,918)	(325,561.0)	(8,026.0)	(100.0%)	(2.47)	(2.41)	(54.7)	(46.0)	(1307.5)
前年比	2.9%	2.4%	2.7%		0.00	0.00	0.6	0.0	-1.3%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

令和7年6月1日現在
()内は前年

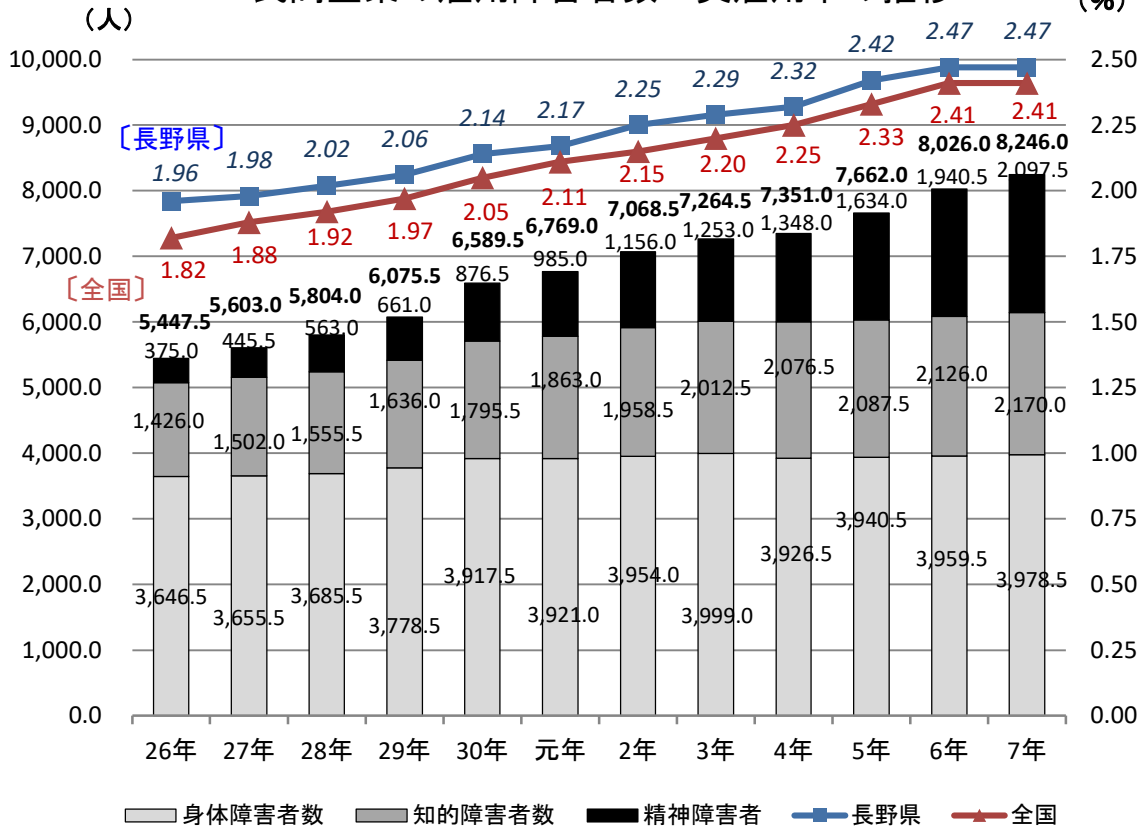
産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	13	852.0	14.0	0.2%	1.1	1.64	2.17	53.8	48.5	6.0
	(15)	(909.5)	(51.0)	(0.6%)	(3.4)	(5.61)	(2.35)	(46.7)	(52.7)	(8.0)
前 年 比	-13.3%	-6.3%	-72.5%	-0.4	-2.3	-3.97	-0.18	7.1	-4.2	-2.0
建 設 業	107	11,415.0	206.0	2.5%	1.9	1.80	2.00	50.5	43.5	82.0
	(92)	(9,480.5)	(193.0)	(2.4%)	(2.1)	(2.04)	(2.13)	(55.4)	(47.5)	(60.0)
前 年 比	16.3%	20.4%	6.7%	0.1	-0.2	-0.24	-0.13	-4.9	-4.0	22.0
製 造 業	730	138,120.5	3,318.0	40.2%	4.5	2.40	2.42	58.5	53.9	415.0
	(732)	(138,887.0)	(3,271.5)	(40.8%)	(4.5)	(2.36)	(2.37)	(56.3)	(51.9)	(471.5)
前 年 比	-0.3%	-0.6%	1.4%	-0.6	0.0	0.04	0.05	2.2	2.0	-56.5
情 報 通 信 業	55	7,532.5	142.5	1.7%	2.6	1.89	2.06	49.1	28.5	35.5
	(51)	(7,263.0)	(136.5)	(1.7%)	(2.7)	(1.88)	(1.98)	(43.1)	(26.8)	(38.5)
前 年 比	7.8%	3.7%	4.4%	0.0	-0.1	0.01	0.08	6.0	1.7	-3.0
運 輸 業 郵 便 業	103	12,969.5	315.0	3.8%	3.1	2.43	2.29	62.1	48.6	52.5
	(90)	(11,051.5)	(285.0)	(3.6%)	(3.2)	(2.58)	(2.45)	(62.2)	(52.6)	(47.0)
前 年 比	14.4%	17.4%	10.5%	0.2	-0.1	-0.15	-0.16	-0.1	-4.0	5.5
卸 売 ・ 小 売 業	243	41,999.5	969.5	11.8%	4.0	2.31	2.34	49.0	38.1	200.5
	(241)	(42,844.5)	(959.0)	(11.9%)	(4.0)	(2.24)	(2.28)	(48.1)	(36.7)	(204.5)
前 年 比	0.8%	-2.0%	1.1%	-0.1	0.0	0.07	0.06	0.9	1.4	-4.0
金 融 ・ 保 険 業	20	9,476.5	197.5	2.4%	9.9	2.08	2.43	25.0	39.3	34.5
	(20)	(9,518.5)	(197.0)	(2.5%)	(9.9)	(2.07)	(2.36)	(15.0)	(34.6)	(36.0)
前 年 比	0.0%	-0.4%	0.3%	-0.1	0.0	0.01	0.07	10.0	4.7	-1.5
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	32	3,387.5	65.0	0.8%	2.0	1.92	2.08	37.5	34.0	26.5
	(31)	(3,334.0)	(55.5)	(0.7%)	(1.8)	(1.66)	(1.99)	(38.7)	(31.5)	(27.0)
前 年 比	3.2%	1.6%	17.1%	0.1	0.2	0.26	0.09	-1.2	2.5	-0.5
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	36	3,224.5	46.5	0.6%	1.3	1.44	2.30	38.9	34.1	29.5
	(37)	(3,180.5)	(42.0)	(0.5%)	(1.1)	(1.32)	(2.29)	(35.1)	(32.6)	(32.5)
前 年 比	-2.7%	1.4%	10.7%	0.1	0.2	0.12	0.01	3.8	1.5	-3.0
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	62	17,916.0	462.5	5.6%	7.5	2.58	2.32	58.1	44.1	36.0
	(57)	(17,505.0)	(422.5)	(5.3%)	(7.4)	(2.41)	(2.32)	(57.9)	(44.7)	(45.5)
前 年 比	8.8%	2.3%	9.5%	0.3	0.1	0.17	0.00	0.2	-0.6	-9.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	51	5,402.5	206.5	2.5%	4.0	3.82	2.54	52.9	41.9	31.0
	(51)	(5,184.5)	(182.5)	(2.3%)	(3.6)	(3.52)	(2.50)	(54.9)	(40.8)	(30.5)
前 年 比	0.0%	4.2%	13.2%	0.2	0.4	0.30	0.04	-2.0	1.1	0.5
教 育 ・ 学 習 支 援 業	30	3,225.5	42.0	0.5%	1.4	1.30	1.85	33.3	31.9	30.0
	(30)	(3,073.0)	(45.5)	(0.6%)	(1.5)	(1.48)	(1.89)	(40.0)	(33.2)	(24.5)
前 年 比	0.0%	5.0%	-7.7%	-0.1	-0.1	-0.18	-0.04	-6.7	-1.3	5.5
医 療 ・ 福 祉	326	46,170.5	1,453.5	17.6%	4.5	3.15	3.02	62.6	55.4	191.5
	(308)	(42,330.5)	(1,406.0)	(17.5%)	(4.6)	(3.32)	(3.19)	(64.6)	(58.3)	(155.5)
前 年 比	5.8%	9.1%	3.4%	0.1	-0.1	-0.17	-0.17	-2.0	-2.9	36.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	18	14,279.0	320.5	3.9%	17.8	2.24	2.54	27.8	42.2	32.5
	(19)	(13,729.5)	(320.0)	(4.0%)	(16.8)	(2.33)	(2.43)	(52.6)	(40.7)	(29.5)
前 年 比	-5.3%	4.0%	0.2%	-0.1	1.0	-0.09	0.11	-24.8	1.5	3.0
サ ー ビ ス 業	140	16,804.5	474.5	5.8%	3.4	2.82	2.43	54.3	46.3	83.5
	(136)	(16,623.5)	(447.0)	(5.6%)	(3.3)	(2.69)	(2.39)	(52.9)	(45.4)	(93.0)
前 年 比	2.9%	1.1%	6.2%	0.2	0.1	0.13	0.04	1.4	0.9	-9.5
そ の 他	8	661.5	12.5	0.2%	1.6	1.89	2.52	50.0	45.7	3.5
	(8)	(646.0)	(12.0)	(0.1%)	(1.5)	(1.86)	(2.46)	(50.0)	(44.0)	(4.0)
前 年 比	0.0%	2.4%	4.2%	0.1	0.1	0.03	0.06	0.0	1.7	-0.5
計	1,974	333,437.0	8,246.0	100.0%	4.2	2.47	2.41	55.3	46.0	1,290.0
	(1,918)	(325,561.0)	(8,026.0)	(100.0%)	(4.2)	(2.47)	(2.41)	(54.7)	(46.0)	(1,307.5)
前 年 比	2.9%	2.4%	2.7%		0.0	0.00	0.00	0.6	0.0	-1.3% (-17.5)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。

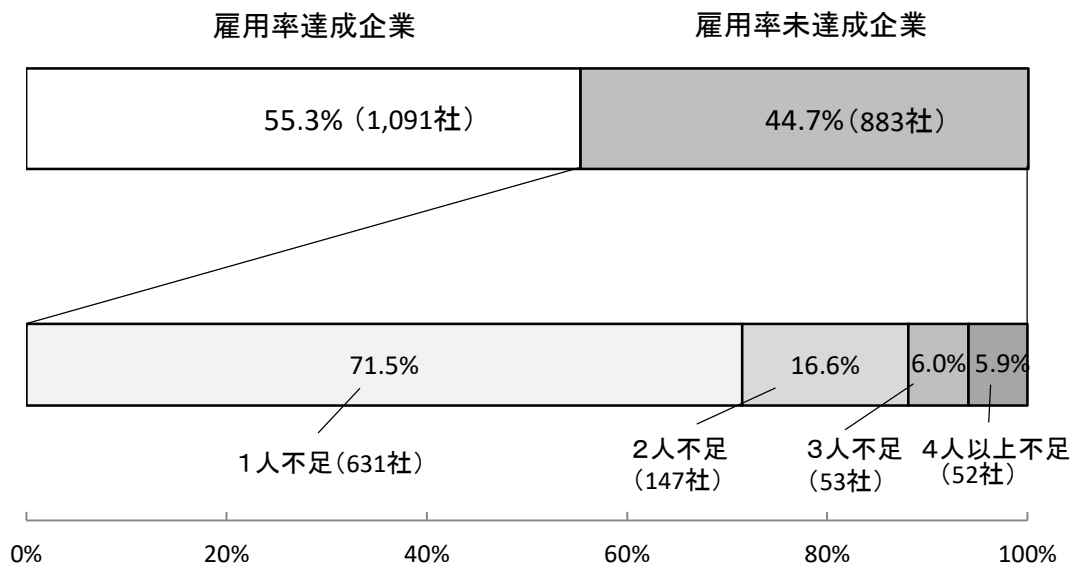
※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

グラフで見る障害者の雇用状況

民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



法定雇用率達成企業・未達成企業の割合



都道府県別の実雇用率等の状況（令和7年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	2.41	0.00	全国	46.0	0.0	55,434	／ 120,467
1	沖縄	3.27	△0.12	島根	66.7	0.4	462	／ 693
2	奈良	2.94	△0.06	佐賀	62.4	△0.2	458	／ 734
3	島根	2.89	0.00	宮崎	62.0	△1.5	597	／ 963
4	佐賀	2.87	0.00	大分	59.1	△1.7	595	／ 1,007
5	長崎	2.84	△0.04	秋田	58.7	△0.1	531	／ 905
6	宮崎	2.81	△0.06	福井	58.4	1.7	505	／ 865
7	和歌山	2.77	△0.01	奈良	58.4	△2.1	467	／ 800
8	福井	2.72	0.11	長崎	58.2	0.8	679	／ 1,167
9	山口	2.71	△0.06	和歌山	57.8	△1.2	421	／ 729
10	滋賀	2.67	0.01	三重	57.7	0.1	848	／ 1,470
11	鹿児島	2.65	△0.01	香川	57.7	2.5	563	／ 976
12	大分	2.65	△0.12	沖縄	57.7	△2.3	741	／ 1,285
13	鳥取	2.62	0.06	鳥取	57.6	△3.5	314	／ 545
14	高知	2.60	0.07	徳島	56.8	△0.8	337	／ 593
15	愛媛	2.58	0.01	鹿児島	56.0	△1.2	845	／ 1,508
16	石川	2.57	△0.04	新潟	56.0	0.8	1,234	／ 2,204
17	北海道	2.57	△0.07	高知	55.9	0.2	342	／ 612
18	熊本	2.55	△0.04	岩手	55.3	△0.1	621	／ 1,123
19	広島	2.54	0.00	福島	55.3	0.5	930	／ 1,682
20	三重	2.52	0.00	長野	55.3	0.6	1,091	／ 1,974
21	岐阜	2.52	△0.01	栃木	54.7	0.7	854	／ 1,560
22	栃木	2.50	0.02	山梨	54.5	△2.9	403	／ 740
23	秋田	2.50	0.01	群馬	54.3	1.1	1,042	／ 1,919
24	青森	2.48	△0.01	滋賀	54.3	0.2	583	／ 1,074
25	長野	2.47	0.00	岐阜	54.3	1.3	1,012	／ 1,865
26	京都	2.47	0.04	熊本	53.9	0.8	824	／ 1,528
27	埼玉	2.46	△0.01	山形	53.8	1.1	568	／ 1,055
28	岡山	2.45	△0.13	山口	53.0	△1.4	565	／ 1,066
29	兵庫	2.45	△0.02	静岡	52.1	0.7	1,819	／ 3,490
30	新潟	2.45	0.00	青森	51.5	△0.1	584	／ 1,134
31	大阪	2.45	0.01	宮城	50.3	0.9	906	／ 1,801
32	静岡	2.44	0.01	石川	50.1	△2.5	644	／ 1,285
33	千葉	2.43	0.03	愛媛	49.9	△0.3	612	／ 1,226
34	福島	2.43	0.02	北海道	49.2	△0.3	2,146	／ 4,365
35	岩手	2.43	△0.07	岡山	49.1	△1.7	864	／ 1,758
36	神奈川	2.42	0.02	京都	49.0	0.3	1,094	／ 2,232
37	福岡	2.42	△0.01	広島	48.9	△0.2	1,329	／ 2,718
38	愛知	2.40	0.04	富山	47.9	△1.5	571	／ 1,192
39	徳島	2.40	△0.02	兵庫	47.4	△0.5	1,914	／ 4,041
40	山形	2.39	0.02	福岡	47.3	△0.2	2,201	／ 4,658
41	香川	2.38	0.07	愛知	46.9	0.4	3,577	／ 7,620
42	宮城	2.38	△0.01	千葉	46.6	△0.7	1,529	／ 3,278
43	富山	2.35	△0.01	茨城	46.0	0.4	876	／ 1,905
44	群馬	2.35	0.00	埼玉	45.6	0.1	1,923	／ 4,215
45	茨城	2.32	△0.01	神奈川	43.5	△0.2	2,490	／ 5,727
46	東京	2.30	0.01	大阪	41.4	△0.3	4,001	／ 9,673
47	山梨	2.28	△0.09	東京	31.1	0.6	7,922	／ 25,507

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考	
	長野	全国	長野	全国				
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	昭和51年 「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用に「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正 昭和62年 「障害者の雇用の促進に関する法律」に改称		
55	1.53	1.13	62.6	51.6				
56	1.55	1.18	63.6	53.4				
57	1.59	1.22	63.5	53.8				
58	1.56	1.23	63.0	53.5				
59	1.57	1.25	64.7	53.6				
60	1.57	1.26	66.1	53.5				
61	1.51	1.26	65.8	53.8				
62	1.48	1.25	62.3	53.0				
63	1.59	1.31	60.2	51.5				
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6			1.6%	平成5年～平成17年 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 平成18年～平成22年 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) 平成23年～令和5年 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・身体障害者である短時間(0.5カウント) ・知的障害者である短時間(0.5カウント) ・精神障害者である短時間(0.5カウント)※ ※平成30年から令和4年までは精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしていた。 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。 ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。 令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。
2	1.64	1.32	60.5	52.2				
3	1.65	1.32	61.6	51.8				
4	1.67	1.36	60.2	51.9				
5	1.72	1.41	60.8	51.4				
6	1.73	1.44	61.3	50.4				
7	1.72	1.45	60.1	50.6				
8	1.74	1.47	60.0	50.5				
9	1.75	1.47	61.4	50.2				
10	1.75	1.48	60.8	50.1				
11	1.70	1.49	54.8	44.7	1.8%	平成16年4月～ 除外率一律10%ポイント削減 平成22年7月～ ・除外率一律10%ポイント削減 ・雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入		
12	1.73	1.49	55.1	44.3				
13	1.74	1.49	55.5	43.7				
14	1.69	1.47	54.0	42.5				
15	1.67	1.48	51.8	42.5				
16	1.61	1.46	50.6	41.7				
17	1.62	1.49	51.6	42.1				
18	1.67	1.52	53.0	43.4				
19	1.68	1.55	53.3	43.8				
20	1.69	1.59	56.7	44.9				
21	1.72	1.63	54.9	45.5				
22	1.78	1.68	56.9	47.0				
23	1.82	1.65	57.0	45.3				
24	1.83	1.69	60.9	46.8				
25	1.88	1.76	53.5	42.7	2.0%	令和6年以降 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・身体障害者である短時間(0.5カウント) ・知的障害者である短時間(0.5カウント) ・精神障害者である短時間 ・重度身体障害者である特定短時間労働者(0.5カウント) ・重度知的障害者である特定短時間労働者(0.5カウント) ・精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)		
26	1.96	1.82	57.2	44.7				
27	1.98	1.88	59.5	47.2				
28	2.02	1.92	60.2	48.8				
29	2.06	1.97	60.9	50.0				
30	2.14	2.05	56.5	45.9				
令和元	2.17	2.11	58.1	48.0	2.2%			
2	2.25	2.15	58.8	48.6				
3	2.29	2.20	56.8	47.0	2.3%			
4	2.32	2.25	58.1	48.3				
5	2.42	2.33	62.3	50.1	2.5%			
6	2.47	2.41	54.7	46.0				
7	2.47	2.41	55.3	46.0		令和7年4月～ 除外率一律10%ポイント削減		

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く） ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率 20%の 場合	$\left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数} 5,069.5 \times \text{除外率} 20\% = 1,013.9 \div \underline{1,013 \text{人}} \text{ (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数} 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数} \underline{4,056.5 \text{人}} \\ \text{基礎労働者数} 4,056.5 \times \text{法定雇用率} 2.5\% = \text{雇用義務数} 101.4125 \div \underline{101 \text{人}} \text{ (端数切り捨て)} \end{array} \right.$		
			↓
		除外率 10%の 場合	$\left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数} 5,069.5 \times \text{除外率} 10\% = 506.95 \div \underline{506 \text{人}} \text{ (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数} 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数} \underline{4,563.5 \text{人}} \\ \text{基礎労働者数} 4,563.5 \times \text{法定雇用率} 2.5\% = \text{雇用義務数} 114.0875 \div \underline{114 \text{人}} \text{ (端数切り捨て)} \end{array} \right.$